

# 障害福祉サービス事業者等におけるPCR検査の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、保健所の検査や国の補助による検査を受けることができない区内の障害福祉サービス事業所等に勤務する職員や利用者等を対象に、PCR検査を受けることができる事業を実施します。

## 対象事業所

都または区の指定を受け、障害福祉サービスを提供している豊島区内の事業所

(※障害福祉サービスに併せて介護サービスを提供する事業所は介護保険課での受付となります)

## 対象者

- ① 職員や利用者「陽性者」が出たものの、  
本人は濃厚接触者とならなかった職員及び利用者
- ② 職員や利用者の家族に「陽性者」「濃厚接触者」が出たものの、  
その職員や利用者が濃厚接触者とならなかった場合、  
その家族の職員・利用者

以下のフローチャートで対象となるかを確認してください

### ①施設で発生

施設の職員・利用者が陽性となった場合で、保健所の指示に基づき、全員が検査の対象となりましたか

はい

保健所の指示によりPCR検査を受検してください。

いいえ

保健所での検査対象とならない職員・利用者があるため、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して、自費による検査を実施することができますか

はい

自費によるPCR検査を受検し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」(東京都)を申請してください。  
(0120-591-105)  
※申請書は都の専用サイトから



いいえ

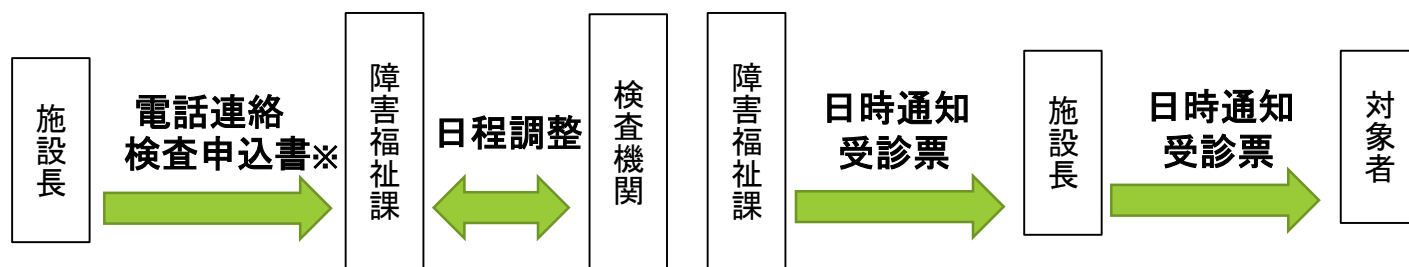
交付金を活用できない理由  
・既に交付金の上限に達している  
・当包括支援金の交付対象施設となっていない

当事業の対象となります。  
障害福祉課へ電話連絡後、検査申込書を提出してください(03-3981-1766)

### ②家族で発生

職員・利用者のご家族が陽性者・濃厚接触者となった場合保健所による検査又は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による自費検査が受けられない場合は、その家族の職員・利用者は当事業により検査を受けることができます。

## 申込後の流れ(①または②の対象となる場合)



※ 検査機関への情報提供が必要なため、その同意が必要となります。

## 検査にあたっての注意事項

- ・豊島区PCR検査センターでの受検となります。利用者が受検する場合は、必ず職員またはご家族の付添をお願いします。
- ・**感染者や濃厚接触者等との接触を避けるため、必ず指定された時間にお越しください。遅れた場合には受検できません。**
- ・トイレはPCR検査センター敷地内のトイレをご利用ください。周辺施設のトイレは使用できません。(周辺施設の立入不可)
- ・PCR検査センター敷地内に駐輪場がございます。必ず敷地内に駐車をお願いいたします。

## Q & A

- ・受検日時は指定できますか。  
→日時の指定はできません。検査機関と調整のうえ、決定いたします。指定時間を過ぎた場合、受検できません。
- ・保健所の指示により検査を受け、陰性となった。再度検査を申し込むことはできますか。  
→保健所での検査を受けた方は対象外となります。
- ・いつまでに申込をする必要がありますか。  
→正確な検査を要するため、「陽性者」「濃厚接触者」発生後速やかに障害福祉課へ電話連絡を行ってください。
- ・障害福祉課と介護保険課の両方に申し込むことはできますか。  
→いずれかの課でお申込みください。  
介護サービスを提供している事業所は、介護保険課へお申込みください。

## 申込先・問い合わせ

障害福祉課 管理・政策推進グループ

TEL 03-3981-1766 FAX 03-3981-4303

【申込書送付先】 A0015600@city.toshima.lg.jp